

第8回 まちづくり常任委員会会議録

令和元年9月3日(月)

委員会 議 室

○会議日程

- 1 開会宣告(10時41分)
- 2 調査事項
 - (1) 教育委員会所管
 - ①平成30年度幌延町教育事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価について
 - (2) 保健福祉課所管
 - ①幼児教育・保育の無償化について
 - ②保健グループ執務場所移動に伴う保健センター等施設の管理体制について
 - (3) 建設管理課所管
 - ①建設管理課所管事業における補正概要説明について
 - (4) 企画振興課所管
 - ①幌延町定住促進持家住宅建設等奨励事業補助金支給誤りについて
- 3 その他
- 4 閉会宣告(14時43分)

○出席委員(8名)

委員長	2番	斎賀弘孝
副委員長	6番	吉原哲男
委員	1番	富樫直敏
委員	3番	植村敦
委員	4番	無量谷隆
委員	5番	岡本則夫
委員	7番	西澤裕之
委員	8番	高橋秀之

○出席説明員

町長	野々村仁
副町長	岩川実樹
教育長	木澤瑞浩
総務財政課課長	藤井和一
教育次長	伊藤一男
保健福祉課長	村上貴紀
認定こども園長	吉原京子
建設管理課長	島田幸司
企画政策課長	藤田秀紀
建設管理課技術長	植村光弘
企画政策G主幹	角山隆一
土木係長	若杉忍
建設G主事	染野龍馬

○議会事務局出席者

事 務 局 長	植 村 美佐子
主 事	満 保 希 来

斎賀委員長

皆さん、ご着席ください。

ただいまより、第8回のまちづくり常任委員会を開会します。

開会に先立ちまして、野々村町長よりご挨拶をいただきます。

野々村町長

皆さんおはようございます。

第8回のまちづくり常任委員会、ご出席ありがとうございます。

今回は決算前の常任委員会ということで、3件ほどの所管で説明がございます。

忌憚のないご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

斎賀委員長

ありがとうございました。

本日のまちづくり常任委員会は全員出席であることを皆さんに報告します。

本日の調査事項は3点、教育委員会所管、保健福祉課所管、建設管理課所管の3点で、始めに教育委員会所管、平成30年度幌延町教育事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価についての説明を求めたいと思います。

伊藤教育次長

改めましておはようございます。

それでは、平成30年度教育事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価について、ご説明させていただきます。

本案件につきましては、平成20年度分から実施しているもので、今回で11回目となります。

それでは、平成30年度幌延町教育委員会、点検・評価報告書をご覧ください。

平成30年度の評価にあたりましては、前年度と同様の方法で行っております。全体を23ページでまとめており、19ページから外部評価委員の意見を載せております。

表紙の次が目次となります。

1ページから2ページにかけて、「はじめに」ということで、前回同様に点検評価の趣旨等を記載しております。

次に、3ページをご覧ください。第1、教育委員会の活動状況として、1で教育委員の名簿、2では教育委員会議等の開催状況等ということで、8回の教育委員会議、6回7日の町議会の出席、17件の学校行事・訪問状況を載せております。3の教育委員会議議案、報告・審議内容については、8回の会議内容を3ページ中段から5ページにかけて記載しております。

6ページには4として、教育委員の主な活動状況を載せており、その下から8ページ上段にかけて5の教育委員会関連委員会の活動状況を、6の教育委員会が交付した補助金の一覧を記載しております。

次からは、用紙が横版になります。

第2、平成30年度教育委員会点検・評価書です。

9ページから14ページまでが学校教育に関する記述、15ページから18ページが社会教育に関する記述となっており、学校教育、社会教育併せて14項目44事業について、点検評価し、成果と課題を載せております。

そして、19ページから23ページまでが第3として、点検評価に関する外部評価となります。8月15日と23日の2回、外部評価会議を開催し、高木委員、富士元委員のお二人からご意見をいただき、掲載しております。

お二人の意見ですが、高木委員からは、1点目、教育委員会の活動に関しては、限られた人員で、多くの関連会議や委員会活動に積極的に取り組まれているということ、教育委員会議では、学校における働き方改革、幌延町アクション・プランなど、昨今の社会情勢に対応した規則等の整備が行われているということ、学校事業や地域社会教育団体等への適切な補助事業を通じて、地域社会が一体となった教育支援やスポーツ育成事業に貢献している、ということ等のご意見を頂戴しております。

2点目、主な事務事業などの点検評価については、確かな学力の向上で、加配が1名減ったが引き続き、幌小でティームティーチングを推進しており、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな指導が行われているということ。次年度は加配の増員を希望するという。豊かな心の育成で、小学校の道徳授業が今年度より教科となったことにより、基本的な倫理観や規範意識について考え議論する道徳教育への転換が試みられているということ。特色ある教育活動の推進では、外部講師や委託ALTに加え、学習支援員が配置され、生きた語学を学ぶプログラムの改善や国際理解教育の推進に努められているということ。ALTは小中学校での授業に加え、こども園や保育所、社会教育関連の活動においても活躍しており、地域社会教育へ貢献しているということ。社会教育事業は第6次中期計画の5年目にあたり、多様な学習機会の提供や体験・交流活動の企画・運営を通じて、豊かに生きる人づくりに貢献しているということ。幌延を知るための学びの場づくりでは、年9回のふるさと自然体験チャレンジ事業や年4回のワラベンチャー問寒クラブ事業などを実施しており、幌延町の自然を活用した独自の誇れるプログラムも継続されることを望む等のご意見を頂戴しております。

3点目、総合的な点検評価については、点検評価報告書は、執行方針要点毎に事業の内容と点検・評価、および今後の課題がわかりやすく整理されているということ。教員の加配や支援員の配置、外部講師委託は継続することを強く希望するという。教育委員会は多岐にわたって魅力的なプログラムを企画・運営しており、継続して推進することを希望する等のご意見を頂戴しました。

続きまして、富士元委員からは、1点目、教育委員会活動状況については、教育委員会議は、必要に応じた内容の開催で、その都度適切な報告と議案の審議がなされてるということ。教育委員会関連委員会の活動状況も、それぞれ必要に応じた会議が開催されており、事業等の適切な運営・推進が行われているということ。委員会が交付した補助金についても、各種事業の円滑な実施と運営には必要で適切なものだった等のご意見を頂戴しております。

次に2点目、主要施策事業等については、確かな学力向上では、個に応じた指導方法の工夫改善、実践による学習成果が現れ始めており、継続と成果に期待したいということ。幌小1名加配で行われたTTの推進による授業指導と実践は、先生たちの授業技術と、児童たちの学習成果の向上につながって大変よい取組だということ。豊かな心の育成では、小学校の特別の教科として取り入れられた道徳教育や、読書・少年少女文化祭・奉仕・体験活動・総合学習等、各種の活動事業が推進実践されており、感受性の豊かな心を育むため、今後も継続して情操教育に取り組んでほしいということ。特色ある教育の推進での情報機器を活用した学習の情報教育と、イングリッシュルームの開設は、情報社会に役立つ実践的な内容だった

ということ。情報教育の推進では、情報機器を活用して情報社会に生きるための基本的活用能力の育成が図られており、これからの時代に配慮された内容になっているということ。国際理解教育の推進では、今年度から配置された学習支援員が、A L T と外部講師・児童生徒等との間に入り、スムーズな学習の推進が図られたことは大変効果的だったということ。社会教育では、30年度も芸術・文化、スポーツ等々多様な内容で、幅広い年齢層を対象にした各種施策・事業が企画推進実践されていることを高く評価するという。幌延を知るための学びの場づくり・学習機会の提供では、毎月社会教育だよりと体育館だよりが発行され、告知端末機でも事業開催の案内や情報提供が行われており、良い広報活動が展開されているということ。ふるさと自然体験チャレンジ事業及びワラベンチャー間寒事業は、ふるさとの自然や歴史・文化に親しみながら体験できる場を提供しており、近年、野外で遊ぶことが少なくなっている子どもたちが自然と触れ合える数少ない行事は、とても良い情操教育の場になっているということ。季節毎に幌延の自然に親しめる機会の提供を望むということ。図書室の利用促進のために行われた図書企画展と移動図書室は、本に親しむ機会を提供する良い試みである等のご意見を頂戴しております。

そして、(3)総合的な点検評価については、教育委員会による点検・評価報告書は、事業の執行方針・内容と点検・評価と課題についての内容がそれぞれ簡潔にまとまっていて、分かりやすいのが良いということ、方向性もほとんどが継続なので、各種事業が目標に向けて尚一層推進されることを期待している等のご意見を頂戴しました。

頂戴したご意見・ご助言は、今後の施策に活かして参りたいと存じます。また事業の方向性につきましては、一部を除き継続としておりますが、個々の具体的内容は、適宜見直しをしながら、進めて参りたいと考えております。

以上、平成30年度の教育事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価報告書の説明とさせていただきます。

斎賀委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの教育委員会の点検評価報告について説明いただきましたが、皆さん何か質疑応答ありましたら、指名を受けてからマイクのスイッチを入れて発言してください。

ありませんか。

西澤委員

外部委員の高木さんと富士元さんの総合的な点検評価についての最後にそれぞれが、高木さんは過度の負担を軽減する策も検討し始めるのがよいかもしれません。一方、富士元さんは、各種事業が目標に向けてなお一層推進されることを期待していますというふうに、述べられていますけれども、私も教育委員会の事業に関しては、いろいろ外部から見ていて、学校行事、それと社会教育事業を含めると、かなり職員の方々、頑張っておられるんですけれども、どちらかというと高木さんの意見に近いものを持っていますけれども、この辺、教育委員会としては何か検討し始めるのか、もう検討されているのか。その辺はどうお考えになってるんでしょうか。

伊藤教育次長

西澤委員のご質問にお答えいたします。

高木委員のほうからの意見で過度な負担、軽減するということが出ております。

毎年、事業を点検評価していただいておりますので、その辺も踏まえ、後は、実際にその事業やっている中で、もうちょっと見直さなきゃいけない部分とかがあっていうのも、見えてきているので、その辺はほかの事業に振り替える、統合できるもの、それから、新しく始めたほうがいいもの等々、さらにちょっと内部で協議をしまして、職員の負担も軽減する。あとは、参加される皆さんが楽しめるような、ためになるようなものっていうことで、見直しはしていきたいと考えております。

西澤委員

14ページの学校施設の整備の点検評価のところがあるんですが、今年度に入りまして、幌延中学校の体育館のほうの照明が切れてるという話を伺って、それも学校に確認し、教育委員会にも行って、事情も話を聞いてはいるんですけども、その辺今の状況がどうなっているのか、今後どうしていくのかというところで、説明願えればと思います。

伊藤教育次長

委員の質問にお答えいたします。

学校施設等につきましては、毎年ですね点検をしながら、予算範囲の中でできるだけの修繕をしております。30年度につきましても、幌延中学校のほうを中心に建具だとか非常扉とか給水ポンプとかっていうようなところ、大きな修繕もやってきております。

今ご指摘のありました。屋体の照明につきましては、施設自体がちょっと古くなってきているということで、照明自体の安定器がもうだめになってると。業者さんに確認したところ、もう交換する部品がないということで、今、LEDというようなことで総合体育館も交換してますけれども、そのような形でやらざるをえないんじゃないかというように回答をいただいております。そうするとちょっと経費的に相当かかってくるということで、今すぐ交換ということはちょっとできないものですから、今後ですね、今年の補修計画等にもちょっとあげさせていただきながら、交換等については検討していきたいと考えております。

西澤委員。

今、確か安定器から壊れてるというか、その部品がないというのは、照明切れてる3基だったと思うんですけども、3基の安定器を交換していったら、全て交換していくのか、それとも、全体的な照明として、体育館屋体の照明として全面改修に入っていくのかっていうところは検討されている。

伊藤教育次長

すいません。そこまではまだちょっと検討してないんですけども、まず今、見積書とってですね、どれぐらいかかるかっていう部分。それと、部分的な改修が可能なのかわかるかどうかをこれから協議していきたいと考えております。

西澤委員

そういう事情ということで私も伺っております。もうここ何年も経っているので、早く結論を出してですね、今年度補正でできるのか、来年度の予算取りになっていくのかかわかりませんけれども、早急に解決していただきたいというふうに思います。

斎賀委員長

ほかに委員、質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようでしたら、以上をもちまして幌延町教育委員会所管の件については閉じたいと思います。

ありがとうございました。

11時20分まで休憩したいと思いますので、よろしくお願いします。

(11時01分 休 憩)

(11時20分 開 議)

それではご着席ください。

休憩を解いて会議を再開したいと思います。

調査事項、2番目、保健福祉課所管、1つ目、幼児教育・保育の無償化についてであります。

説明を求めたいと思います。

村上保健福祉課長

では、説明させていただきます。

改正子ども・子育て支援法の成立に伴いまして、本年10月から幼児教育保育の無償化が決定したことにより、本町の幼児教育保育に係る利用料などの考え方がまとまりましたので、その内容につきまして、お手元に配付させていただいております資料を用いまして、ご説明をさせていただきますと思います。

ご説明に入ります前に資料のほうのですね、訂正を一部、お願いしたいと思います。9ページをお開き願います。

9ページのほうに問寒別へき地保育所の利用者負担額についてということで表を載せておりますが、右のほうの改正案の中ほど、給食費の補食費月額700円、1食45円掛ける20日と書いてありますが、1食35円に訂正をお願いいたします。35円掛ける20日分で、700円ということに訂正をお願いいたします。

それでは説明に入らせていただきますが、資料の1ページをお開き願います。

幼児教育の無償化は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるもので、2018年6月15日に閣議決定された、経済財政運営と改革の基本方針2018において方針が示され、本年5月10日に改正子ども・子育て支援法が参院本会議で可決・成立し、本年10月からの無償化が決定いたしました。

その概要としましては、幼稚園・保育所・認定こども園などについては、3歳から5歳までの利用料を無償、0歳から2歳までの児童については、住民税非課税世帯を対象として無償とすることとされました。

ただし、食料費や行事費等については、自宅で保育している家庭においても負担が発生している経費であることを踏まえ、無償化の対象外とされています。

2ページをご覧ください。

幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等につきましては、保育の認定を受けた児童に限り、それぞれの基準の範囲において無償化とするものですが、本町におきましては、保育認定を受けている全児童がこども園に入園出来ていることから、対象児童は現在おりません。

この他、就学前の障害児が発達支援を利用する場合の利用料についても無償化の対象とされております。

3 ページにただいまご説明いたしました国の方針の概要がイメージ図化されたものを記載していますので後程ご覧いただければと思います。

このように、幼児教育・保育の無償化が決定されたことに伴いまして、町が定める徴収基準額等を改正する必要があることから、給食費や教材費等の実費徴収の必要性等も含め、検討して参りました。

4 ページをご覧願います。

幌延町認定こども園の利用者負担額につきましては、現行、徴収基準額は各階層区分ごとに国基準の60%で設定をしており、給食費と教材費の一部をこれに含んでいます。

徴収基準額以外に卒園時に持ち帰る教材分、年額3,550円程度を別に徴収しております。

無償化が開始となる10月以降につきましては、国の方針どおり、3歳から5歳までの子どもと、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの徴収基準額を無償とします。

ただし、1号及び2号給付の徴収基準額に含むとしていた給食費及び教材費の一部につきましては、就学児の学校給食費等の考え方との整合性を図ることとし、国の方針どおり実費徴収することとしました。

給食費につきましては、食材費の実費相当分が主食1食40円、副食1食205円、牛乳1食25円となることから、月額で5,400円となりますが、牛乳分は学校給食同様に町が負担し提供することとし、実費徴収額を月額4,900円、年間で58,800円と考えております。

また、副食には補食、いわゆるおやつ代も含まれています。

教材費につきましては、教材として提供しております実費相当分の月額1,140円、年間で13,680円を徴収することで考えております。

なお、実費徴収分につきましては、就学児との整合性を図ることで考えておりますことから、低所得世帯等の就学援助対象世帯と同等世帯の子どもと、第3子以降の子どもについては全額免除することとしております。

5 ページに1号給付、6 ページに2号給付、7 ページに3号給付の、各階層区分ごとの利用者負担が月額で比較できるようまとめております。

改正案の赤字で記載している部分が、国が減免対象としている経費で、子ども・子育て支援臨時交付金として交付される予定であります。

青字で記載されている部分につきましては、低所得世帯等の就学援助対象世帯と同等世帯の子どもと、第3子以降の子どもについて、町独自で全額免除とする経費であります。

また、緑色で記載されている部分につきましては、この度の改正で負担増となる階層となりますが、自宅で保育した場合にも発生する経費の実費負担との考え方に基づいての改正であることをご理解いただきたいと思います。

しかしながら、現在、利用している家庭が負担増となる事は避けるべきとの国のQ&Aが出されていること等をふまえ、利用料据え置き等の措置を図ることで対応したいと考えております。ちなみに、該当世帯は1世帯の見込みとなっております。

8 ページをご覧願います。

この度の改正案で、年間どのくらい負担減となるかを対象者の多い階層区分で例示してみました。

例１としましては、１号給付のＣ－２階層、第１子の場合では、徴収基準額が無償化となり、給食費と教材費の実費徴収分との差額、７８,６７０円の年間負担減となります。

例２では、２号給付のＢ階層、ひとり親等世帯の第１子の場合では、今まで実費分として負担していた教材費の１,７７５円も低所得者軽減の該当となりますので、今後は負担が０円となります。

例３、２号給付のＣ－４階層では、第１子の場合ですが、例１同様に徴収基準額が無償化となり、実費徴収分との差額、３４８,６７０円の負担減ということとなります。

次に、問寒別へき地保育所の保育料等についての考え方ですが、９ページをお開き願います。

問寒別へき地保育所につきましては、保育認定の有無に関わらず受け入れをしている事などから、この度の法改正に伴う無償化の対象とはなりません、地域住民の公平性を図るため、町独自で国基準同等の無償化を実施することといたしました。

現行の徴収基準額は、町の独自基準を設定し、１人目全額、２人目以降は半額としております。

給食費については、弁当持参と補食と年１３回の行事食のみを提供し、その経費は実費徴収額に含むとしております。

問寒別につきましては、現在は教材費の徴収はしておりません。

改正案では、こども園同様に３人目を無償とする他、３歳から５歳までの子ども及び住民税非課税世帯の２歳の子どもの利用料を無償化とします。

給食費につきましては、今後も給食を提供することが不可能であることから、引き続き弁当を持参していただくこととなりますが、こども園同様に、補食及び行事食の実費相当額を負担していただく事とし、補食１食３５円、牛乳１食２５円となる事から月額で１,２００円となりますが、牛乳分は町が負担し提供することとし、実費徴収額を月額７００円、年間で８,４００円と考えております。

その他、行事食につきましては、１食２４０円、年間１３回分３,１２０円を捕食分と合わせまして、年間合計１１,５２０円の実費徴収となります。

教材費につきましては、こども園と同様の教材を現在も使用しておりますので、こども園同様に実費相当分の月額１,１４０円、年間で１３,６８０円を徴収することで今後は考えていきたいと思っております。

なお、実費徴収分につきましては、こども園同様に、低所得世帯等の就学援助対象世帯と同等世帯の子どもと、第３子以降の子どもについては全額免除することとしております。

１０ページに３歳児から５歳児、１１ページに２歳児の各階層区分ごとの利用者負担額、こちらが月額で比較できるようまとめてあります。

改正案の赤字で記載している部分につきましては、この度、国の基準同等の無償化と同等の実施するという部分となります。

１２ページをご覧ください。

この度の改正案で年間どのくらい負担減、となるものをこちらにも例示させていただいております。

例１でＣ－２階層、１人目３歳児の場合では、徴収基準額が無償化となり、給食費と教材費の実費徴収分との差額１０万８００円の負担減。

例2、C－4階層、1人目5歳児の場合ですが、12万9,600円の負担減。

例3ですが、B階層、1人目2歳児の場合ですが、低所得世帯の徴収基準額無償化とし、実費負担経費の全額免除によって、負担が0円となることを例示させております。

以上が、この度の無償化に伴う料金等の概要の説明となりますが、この度の無償化に伴いまして、保護者負担金等の収入がこども園全体で約580万円、問寒別へき地保育所で約60万円の減額となりますが、その補填財源として、子ども・子育て支援臨時交付金がこども園分の約580万円交付される見込みとし、9月定例議会の補正予算案として提出させていただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、保護者向けの説明会ですが、この後9月10日火曜日に認定こども園で、翌日11日木曜日に問寒別へき地保育所で実施をすることとしております。

また、認定こども園及び問寒別へき地保育所の徴収基準額につきましては、それぞれ規則で定めておりますので、9月中に改正することとし、現在、事務処理をおこなっております。

以上、幼児教育・保育の無償化についての概要説明とさせていただきます。

斎賀委員長

ありがとうございました。

ただいま村上課長から説明がありました、このことについて議員皆さんから意見質問等を伺いたいと思います。

指名を受けて、マイクのスイッチを入れてから発言してください。

西澤委員

5ページなんですけれども、現行の金額で、表の下から2段目の利用者負担累計の数字が間違っていると思うんですけど、これはこれでいいですか。2万3,722円というふうになっていますが、間違いではないですか。

村上保健福祉課長

申しわけございません。

こちらにつきましては、徴収基準額については、第2子については1子の半額ということになって7,710円に、教材費実費負担額296円を足したものとということになりますので、利用者負担額累計が8,006円ということになります。訂正しお詫びいたします。

西澤委員

同じ5ページの改正案のところで、中ほどの7万7,101円未満のひとり親世帯等の緑色の数字が入っています。先ほどの説明だと、国の基準でも負担増にならないようにというような配慮がっていう話がありましたが、ここの部分に関しては負担増になってるんですが。その辺はどう考えてるんでしょう。

村上保健福祉課長

こちらにつきましては、今現在、8月現在で、1世帯の対象世帯がいることを把握しております。

9月以降の所得区分の改定でどうなるかがちょっとまだ確認をしておりますが、そこで発生した場合については、負担増とならないようにという国のQ&Aでも出ていることから、負担増にならないような、現在の料金を据え置く。もしくは、経過措置で上げていくとの考え方で、補足給付等を含めて、増にならない形で設定することと今現在考えております。

西澤委員

それは現行と改正の比較において、今現在こうなりますよという話で、その辺は配慮していくというようなお話だったんですけれども、改正案が通ったときに、現行なんですけれども、そのときのほうが安くなってたよねっていう話になるかと思うんですけどこれ制度上、ここの部分に関して、例えば多子軽減を図るとか、そういうふうな制度上の解決策みたいなことは考えてないんですか。

村上保健福祉課長

現行の料金設定の徴収基準額でいくと、無償化となるので負担減ってという形になりますが、実費徴収という形については、国の考え方に基づいて、自宅で保育している場合にもかかる経費ということで、そこは実費徴収すべきという方針に基づいての考え方。ただ国のQ&Aで出てる部分につきましては、現行負担されている方が負担増にならないようにというようなQ&Aということを踏まえての現行負担されている方。今後については、実費分については、学校給食同様に負担してもらいたいというふうに考えております。

西澤委員

はい、承知いたしました。

次に9ページ、問寒別へき地保育所の利用者負担額についてなんですけれども、現行でもですね、捕食分ということで料金をいただいていたということなんですけれども、この比較でいうと、認定こども園の場合は、捕食に関しては取っていないということでもいいんですか。その主食、副食の部分は取ってはいるけれども、捕食に関しては、先ほどの話でも、国の補助があるというか、もう一度その辺の説明をお願いします。

村上保健福祉課長

説明が不足していて申しわけございません。

こちらの認定こども園につきましては、同じく捕食分っていうのは、副食費の1食205円の中におやつ代も含まれているという計算になっております。

斎賀委員長

ほかに委員発言ありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、以上をもちまして、幼児教育保育の無償化については閉じたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして2つ目、保健グループ執務場所移動に伴う保健センター等施設の管理体制についての説明を求めたいと思います。

村上保健福祉課長

本年7月1日実施の組織再編のポイントのひとつでもあります、保健と福祉の連携体制強化を行うため、保健グループの執務場所を役場庁舎1階事務スペースに移動し、業務推進出来るような体制にしたいと考えている旨につきましては、本年6月6日開催の第4回まちづくり常任委員会において、副町長から説明させていただいておりましたが、移動後の保健センター等の施設の管理体制について内部協議が整ったことから、その内容について、お手元に配布させていただいております資料を用いて、ご説明させていただきます。

資料の1ページをお開き願います。

まず始めに、保健グループの執務場所移動の時期についてですが、各種健診や事業等を避け日程調整を行い、10月4日、金曜日から6日、日曜日にかけて引越作業を行い、10月

7日、月曜日から役場庁舎1階事務スペースで執務を開始することを今現在予定しております。

なお、今まで保健センターの集団検診室等を使用して実施してきておりましたが、各種健診や事業等につきましては、引き続き保健センターで実施いたします。

また、電話番号につきましては、高齢者等の混乱を避けるとともに、役場庁舎内の回線確保を目的として、保健センターで利用しておりました、5-1790番を保健グループの番号として継続使用する予定で現在調整中でございます。

ただし、FAXにつきましては、ペーパーレス化されている役場庁舎内のFAX番号5-2971番をそのまま使用することとし、現在、保健センターで使用しております、5-1791番は休止することと考えております。

保健グループの執務場所の移動等に関する住民周知につきましては、広報誌10月号及びIP告知端末を使用するとともに、家庭訪問等で直接お話をいただける機会がある方々へは、保健師が口頭でお知らせすることとしております。

次に、保健グループが異動した後の保健センターの事務室の活用についてですが、1つ目として、各種健診等の事前打合せや事後カンファレンスに使用したり、母子保健事業等の待ち時間等に母親が交流できる場所としての活用も考えております。

2つ目は、社会福祉協議会が事務局を担っております老人クラブ連合会や身体障害者福祉協会、遺族会などの団体等が実施する会議や打ち合わせのスペースとしての活用です。2階に上がることが困難な高齢者や障がい者等も、1階で会議や打ち合わせが可能となることについてはひとつのメリットと考えています。

3つ目は、社会福祉協議会の来訪者対応スペースとしての活用です。

玄関風除室にインターフォンを設置し、事務室がある2階まで上がっていくことが困難な方はインターフォンを使用することで、職員が1階に降りてきて対応することを想定しております。

社会福祉協議会の事務室を1階とすることも協議してきましたが、健診や療育事業など、関係者以外には知られたくないですか、見られたくないと思う方のいる事業も実施する場所であること等から、事務室から見えないような改修を行うとしましても時間を要する事などから、当面につきましては、社会福祉協議会事務室は2階のままとし、2階に上がることが困難な方々への対応策として、職員が1階に降りてきて対応することといたしました。

しかしながら、今後も、住民サービスの低下とならぬように、状況等を確認しながら、都度改善していきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

次に、保健センター等施設の管理体制についてですが、保健グループが10月4日、金曜日から引越作業を行う予定であることなどから、本年10月1日から外部委託することとし、その委託先に施設内に現在事務所を置く幌延町社会福祉協議会を予定しております。

委託内容及び経費などについて、社会福祉協議会事務局と調整を行い、内諾をいただいたところであります。

管理委託する施設としましては、保健センター、農村環境改善センター、郷土資料館の3施設で、それぞれがホールや廊下等でつながっていることから、一体的に管理を委託することとしております。

委託内容は、館内清掃をはじめ、周辺の環境整備、設備の管理、入館者管理等で、委託費用は年間で110万円程度を予定しており、本年度につきましては、委託期間が10月からの6ヵ月間となりますので、約60万円を予定しております。

また、管理委託に伴いまして、小型除雪機やインターフォン等の備品購入経費約50万円を本年度の委託料60万円程度と合わせまして、9月定例議会で補正予算案を提出することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、社会福祉協議会に管理を委託した場合に、年に数日、事業や出張等で事務所が無人となる日があるとのことですので、その日につきましては、郷土資料館を臨時休館といたします。ただし、事前予約がある場合においては、教育委員会又は保健福祉課の方で対応することとします。

最後のページに、簡易的な平面図を添付させていただいておりますが、2階の営農資料室、司書室、書庫、緑色で色づけしてあるスペースにつきましては、社会福祉協議会専用のスペースとして貸出ししている部分であります。2階の青色で塗ってあります、乳質改善研修室、農事研修室については、農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例で、貸出し可能として設定している部屋で、社会福祉協議会の理事会等で今現在貸出しをして使用してるスペースであります。

1階のピンク色で塗ってありますスペースにつきましては、各種保健事業等で使用する部屋ということでありますから、他団体への貸出しについては行っておりません。

また、1階の水色で塗ってあります事務室につきましては、前段で説明させていただきましたとおりの活用を予定しており、社会福祉協議会との共有スペースという形で今現在考えております。

また、事務室向かい側の会議室ですが、こちらについては健診等実施日に社会福祉協議会来訪者対応を事務室のほうで行っていると、検診等を利用する方が廊下を通る場合に、こちらから見えるということから、戸のついた会議室が来訪者対応の部屋としての共有を考えております。

しかしながら、入り口が事務室側からしかないというような不都合な面もあることなどから、今後の状況等を確認しつつ、必要な施設改修が必要であれば、そういう部分も含めて、今後対応、検討していきたいというふうに考えております。

最後になりますが、社会福祉協議会に管理委託するにあたりまして、日々の館内清掃等を行うパート職員を社会福祉協議会で雇用していただくこととなりますが、その募集につきましては、本来であれば、委託予算等、議決をいただいた後に行うこととなりますが、募集期間が短く確保出来ない事も想定されることから、社会福祉協議会では1日でも早く募集開始したいということですので、明日以降、準備が出来次第、社会福祉協議会のほうで募集開始することについても、ご了解いただきたく、お願い申し上げたいと思います。

以上、保健グループ執務場所移動に伴う保健センター等施設の管理体制についての概要の説明とさせていただきます。

斎賀委員長

はい、ありがとうございました。

ただいま説明のありました保健グループ執務場所移動に伴う保健センター等施設の管理体制について皆さんからご意見を伺いたいと思います。

指名を受けてから発言して、マイクのスイッチを入れてください。

西澤委員

これは、保健センターだけの話ではないんですけども、今日もちょっと役場のほうに時間外に電話したときにコールセンターにつながって、その先はいいですって切ってしまったのでわからないんですけど、今保健センターはたしか転送してて、保健師さんにどういうふうな時間外でもつながるようなシステムにしていたかなと聞いてたんですけど、もししていなかったらそれはそれでいいんですけど、コールセンターにかかった後って、どのようなつながり方をしていくのか。前の委員会でも、たしか説明があったかなと思うんですけど、もう一度その説明を確認したいんですけど。

村上保健福祉課長

夜間、通常の業務時間外の機械警備になってからの話ってということだと思いますが、保健センターにつきましても機械警備になる前については、役場庁舎のほうへ転送がかかってきて、役場の警備員が対応していたっていう形になりまして、今現在機械警備になってからは、保健センターについても、役場のほうに転送がかかるので、機械警備のほうのコールセンターのほうに、今現在つながる形になってます。

今後については、こちらのほうに来るので、同じ扱いになることを今想定しておりまして、その後という形ですけども、全体的にですね、コールセンターのほうから内容をお聞きし、その部分で一度電話を切らせていただきまして、コールセンターのほうから担当課、担当者のほうに連絡が入り、折り返し担当者のほうから連絡するというような流れになっているということでもあります。

西澤委員

もう1点なんですけども、管理委託を社会福祉協議会にするということで、1番最後のページで学習指導実習室というのがあります。

この辺も、使いたいという団体さんとかの要望は確かにあったんですけども、ここは他団体には貸さないというような方針で規定でいるというふうな認識をしていますが、例えば社会福祉協議会に管理委託をするにあたって、社会福祉協議会の利用の幅を持たせるみたいな考えはないですか。

村上保健福祉課長

利用の幅というのは、貸出し施設ではないというところで、別の調理が必要な場合については、生涯学習センターの調理室を利用させていただくということで他団体にもお願いをしていることから、今回の委託に伴っての特別、管理をしている団体だからほかの団体と区別して、貸出しをすとかってというような考えは今のところございません。

斎賀委員長

ほかに委員、発言ありませんか。

無量谷委員

管理体制なんですけど、事務所が1階に誰も人がいない状態な形に想定されるんですけど、これにインターフォンを押さなければ2階に通じないっていう部分あるんですけど、これ無人で管理するような形で、防犯カメラの設置っていうことを、玄関等に設置はどう考えてるのか。その辺、お聞きしたいんですけど。

村上保健福祉課長

管理について説明が不足しておりました。申しわけございません。

今現在、防犯的な観点からですね、1階に職員がいないということで、事務室側の廊下とホールのドア、こちらのほうを施錠できるような形に改修し、玄関にインターフォン、ホールにカメラを設置し、カメラと人感センサーですね、人が通ったらチャイムが鳴るような人感センサーを設置し、2階の社会福祉協議会の事務室で人が来たということが把握できる、モニターで確認できる状況を考えております。そちらの備品についての予算を補正予算のほうで上げさせてもらっております。

郷土資料室につきましても施錠をし、今現在、保健センターで、保健グループの事務室として使っている廊下部分のほうでも施錠ということになりますので、玄関ホールまでは入っていけるという状態で、社会福祉協議会のほうに用事があって、2階まで上がっていける方については、直接、事務室まで行けるというような状況にはするということで、社会福祉協議会と協議をしておりますが、協議会に上がっていく階段がそのまま上がっていける状況になってしまうと、事務室に用事がなくても2階まで上がっていける状態になってしまいますのでそこについては人感センサーで、人が通れば、通ったことがわかるような仕組みにすることで考えております。

無量谷委員

今説明あったような形で、この備品購入代50万円の中にそれらも入っているのか。あるいは、この郷土資料館あるいは事務所側の廊下っていうか、それらについては通常施錠されている状態で管理していると感じたんですけどそれでよろしいですか。

村上保健福祉課長

ただいま無量谷委員がおっしゃったように、通常施錠で管理をしていくと。その他のカメラ、人感センサー等の備品については、先ほどご説明させていただきました50万円の中に含んでいるということです。

斎賀委員長

ほかに、委員発言はありませんか。

植村委員

今の質問に関連するんだけど、こういう施設の玄関すぐ側の事務室っていうのを空部屋にして、わざわざ2階の事務所から降りて来て対応するというのは、ちょっと異常だと思うんですね、普通であれば。本来であれば、下が開いた事務所の中に社会福祉協議会が入って、事務所全体を管理していくというのが普通。郷土資料館も含めて、来客があったときは、速やかに対応していくというのが普通なんだよね。縷々できなかった理由を聞いたんですけども、どうも私は納得できないんだよね。

せっかくの施設、利用者のためにきちっと管理していくってことを考えると、やはり社会福祉協議会が下の事務所に下りて、そしてその施設を管理していくということがやっぱり1番基本でないのかなと私は思うんだよね。なぜそこができなかったのか。ちょっとやっぱり私は納得できないな。今の理由、説明聞いただけでは納得できないなと思うんだけど、どうなんですか。

村上保健福祉課長

1階に社会福祉協議会のほうの事務室として降りてもらってという、先ほどの説明と重複するところが多くなると思うんですけども、保健福祉の連携という部分で、保健グループが

こちらに、役場庁舎に移動するという中で、1階が空になるということで、まずは社会福祉協議会を下に降りてきてもらうということを前提に協議はしたんですけども、やはり保健事業等々で、やっぱり知られたくない、見られたくないという利用者もいるということから、その改修等も考えていくと、なかなか時間もないという中で、対応策としてモニターをつけたり、インターフォンで1階に下りてきてもらうという防犯的な部分を考慮した上で、そういうふうなことでということをやっている市町村もあるということで、そちらのことを参考にさせてもらいながら、当面はそうやって対応させていただきたいというふうに考えましたので、ご理解いただければなというふうに思います。

今後、状況等を含めた中で、改修が必要な部分を改修して、降りて来てもらえる状況が整ってというようなことで、今後、社会福祉協議会のほうに降りてきていただくことも含めながら、今後も協議検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

斎賀委員長

植村委員、いいですか。今ので。

植村委員

いや、そうしたいということなんで、町長も副町長もそれでやるということなんでしょう。

野々村町長

今、課長もお話したとおり、当初はそういう下に降りて、どういう形でできるかということを検討してたということは、大前提で始まったということです。

ただ、先ほどから言われてるとおり、プライバシーの関係、検診、それから育児、それからそれぞれそういうプライバシー関係で、そこに事務所があったところに、秘守義務ありますから、なかなか出ていけないと思うんですけど、そういうプライバシーの方を大事にしていけないと、検診にもきていただけないということも含めて、その対応をどうやるかということが、まず今回の対策で、カメラできちんと状況把握しながら、社会福祉協議会に管理をしていただくということをまずやると。

当面そういうことをやっていくんですけども、どういうことをすれば、そういうことが防げるかということ、改修も含めてですけども、今後やれることがあるんなら、そういうことをやるということを考えていきますけど、現在の状況からいくと、そういうプライバシー関係をきちんと守ってあげられる、そういう要素をとれるっていうのは、常時そこに事務所があって、職員がいて、そこに目の前を通ってそういう検診等をしていくということが、なかなかそういうプライバシー関係では難しいということでしたので、今回こういう形を取らせてもらったということです。

植村委員

今のお話でいくと、当然、相談ある人は事前に連絡をして、相談に来るんでしょう。突然、そういった連絡なしに来て、そこから担当者こっちから行って対応するということなんでしょうか。その辺のスケジュールはどうなってるんですか。

村上保健福祉課長

保健センターの保健師等々への相談ということだと思うんですけども、そちらにつきましては、役場庁舎のほうに事務室が移動するというので、基本的には役場庁舎のほうに来ていただいて、相談をできるスペースも確保してというふうには考えておりますが、プライバ

シー等々の関係で、保健師さんだけでっていうようなこともあるかと思いますが、そういう場合につきましては、事前に電話連絡等いただいて、時間を決めてですね、保健センターのほうで相談をするということも想定しておりますので、よろしくお願いします。

植村委員

通常考えると、社会福祉協議会の関連事業っていうのは、老人だとか、障がいのそういった人たちがメインになる。そういう人たちが元気な人は上まで上がって、そうでない人は降りてきますよって、それはそれでいいんだかもしれんけども、私は、対応が逆でないかなという気がします。将来的にもし、改善する余地があれば、ぜひ改善していつてもらいたいなと思ってます。

今回はそういうことでやるということで、わかりましたけれども。

野々村町長

お話も、私も気分的には植村さんと同じような話でしたから、通じるものもあるんですけども、今回もその対応としては、先ほども例示してあります通り、下の会議室というところが、そういう人たちのために、会議室を使えるような形で何とか向けていけないかという検討もしてございます。

ただ常設で、やっぱり事務所に職員がずっといる。そこっていうのは、今日はこういうことですから2階上ってくださいとかっていう、そんな話にはやっぱりなかなかならないんだということもございます。

そこは今回、そういう高齢者の方々、車椅子の方々、足の悪い方々も含めて、そういう人たちがわざわざ2階まで上がらないスペースのことも今後考えて、そこの下の会議室は、そういう方々のために、そういう監視カメラ、人感センサーで映る監視カメラもありますし、気がつかなかったらインターフォンで呼んでいただければ、上まで上がらなくても、会議、対応ができるというスペースも設けてという話でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

高橋委員

今のお話聞いてますと、要するに、周りの人に相談内容を聞いてもらえないように相談するのに、また保健センターのほうに来て、そこで要するに相談するって言い方してましたけど、それだったら、今保健センターに入ってる係を全部持ってくるんじゃなくて、そういう、そこじゃないとできない、そういう対応する人の係がいたら、その人たちを何でそこに残して、そこで下の管理もさせないで、全員が何で役場のほうに来て、そして場所も手狭で、そして相談するときにも、そういう話が人に聞こえるから、それだったら保健センターでっていうことなんだったら、その係だけを今の保健センターに置けばよかったんでないかなと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

村上保健福祉課長

私の説明がちょっと足りなかったかと思いますが、基本的には、役場庁舎のほうに事務室を移動するということから、相談窓口についても役場庁舎のほうに移動、移転をするということが基本なんですけども、やはり、相談に行ったっていうことが見られたくないだとかっていうことを言う方もいらっしゃると思いますので、そういう方については、事前に予約していただいて、別な場所で、保健センターでというようなことも対応を考えているということでもあります。

全員がこちらのほうにということについてはですね、保健福祉課の体制ということもありますが、今後の地域包括ケアシステムの保健と福祉と医療の連携という部分等々を踏まえ検討した結果、やはり同じ事務スペースにいて業務をすることが、地域包括ケアシステムの今後の向上につながっていくだろうということで考えましての、今回の執務室の移動ということですのでご理解いただければと思います。

高橋委員

いや、それはわかるんですけど、それは要するに役所としての考えであって、利用者としては、聞かせたくない話っていうのは保健センターでやるっていうんだったら、保健センターにそのまま置いといたほうが利用者は便利でないですか。ここの役場に持ってくるってことは、役所が、要するに帰ってきたほうが打ち合わせでも何でも楽だからっていう、利用者の考えじゃなくて、それは役所の考えとしてそういう方法取ったんでないかなと思うんですけど、それはどうなんですか。

村上保健福祉課長

高橋委員がおっしゃったように役所のメリットっていう部分も確かにあります。

保健センターの相談機能という部分でいくと、見られたくない、聞かれたくない、プライバシーの問題という部分も確かにあるということで、保健センターでの予約で受け付けるということも想定しているという部分で、より町に近い役場庁舎のほうにあるほうが、町民の方も近くなるっていう部分と、あと何かのついでに、役場に来たついでに相談していただくっていうことも想定できるというところで、デメリットばかりではないというふうに考えております。

斎賀委員長

高橋委員、よろしいですか。

(高橋委員「はい」)

岡本委員

皆さんの意見、植村委員だとか高橋委員と同じ考えだと思うんだけど、やっぱり、よく聞いてみると町民サービスに主体が置かれてないんじゃないのか。自分たちの業務のほうのやりやすいついていうふうに聞こえるんだわね。そして、個人のプライベート云々言うんであったら、やってることが逆でないかと。保健センターでやることにおいて、その守秘義務的な部分も含めて、安全性は多いんじゃないかなと。

ですから今やってみて、これをどうのこうのじゃないんだけど、やってみてわかると思うものがあるんじゃないかなっていう気がするんだけど、町の人がたは、私にしたら人に知られたくないような相談ごとがあるっていうなら、本庁舎に来るよりも、向こうに行ったほうがベターであると。少しでも人と会わないためになれば、本庁はいろんな人が出入りしている中では、その人の利用度が多いはずなんだわね。

そういう個人的な秘密のことも云々言うんであったら、計画が私は逆のように聞こえるんで、本当に町民サービス、町民のためのそういう施設としてやっていくっていうのであれば、やってみてどういうふうになるかわからないけれども、私も皆さんと同じような考えで、保健センターの活用、あれだけ立派な施設があるのであれば、誰かも言ってたけども、1階に入ったよ、イメージとして誰もいない。そういう場所で何か行れるのと、入っていったと

きにどうしましたって声かけてくれるのでは、町民に対してのサービスの感覚が変わってくるんじゃないか。

だから、そういう面で今ここまで計画されてやるっていうんだから、こんなもんやめれなんて言わないけども、将来的にやっぱり町民にサービスって考えた時には、身近で話できるような方法は、返って向こうの1階でもって、保健センターでやられたほうが、ベターじゃないかなと思うんだよね。

別に、答弁は要らないけども。何でもやってみないとわかんないということもあるから。
西澤委員

私は、今、保健福祉課が言ってるように、地域包括ケアが始まり、連携が必要だということも含めて、職員がそこに来るのはいいことだと思います。で、本当に連携がとれて、それが利用者、町民のためになるのであれば、一緒にいて連携するっていうのは、いい方向にいけばですよ。いいと思うので、ぜひ今までいろんな話が、それぞれ議員聞いているかどうかわかりませんが、私が聞いているような、そういう障がいがあったっていうような部分が解消されるのであれば、解消される目的でもあると思うので、そこは、そういうふうに連携を密にしていってほしいと思います。

相談に関しても、今だって、障がい者の相談だったり、高額医療の、身体的な話で、役場、本庁で相談業務をやっているの、見られたくないなとかっていう話であれば、事前にそれなりの対応を考えているということなので、そこは実際今後、保健センターきちんとこっこの本庁に来て、連携がとれて、それが町民の福祉向上につながるということが目に見えてくれば、多分今やってることはそんなに批判されることではないと思うので、ぜひその連携を密にやっていってほしいと思います。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

無量谷委員

今、学習指導実習室って使わせないっていう状態なんですけど、今幌延町において特産品の開発とか、そういう研究したり、そういう目的で使うのには、これ使わせてくれないのかなという感じはしていたんですけど。その辺の柔軟な対応っていうのか、そういうのはできないのかなと思うんですけど。

野々村町長

現時点ではもう装備も何もないということで、部屋だけです。

手持ちで手料理だけを研修するとかということならできるかもしれませんが、そういう会場であるのであれば、センターであろうと、いろんなうちの生涯学習センターの調理場であろうと、いろんな形で、ここでないとかだめだなんていう話ではなく、利用していただけるんじゃないかと思っておりますので、その辺はご理解をいただければと思います。

無量谷委員

これだけの実習室っていうか調理場の流し台があるっていうのは、なかなかないというような状況なんで、施設的に物がなくてもある程度ある程度自分たちの持ち込みで研究するっていう部分で、そういう形で使えないのかなっていう感じはしてるんですけど。

野々村町長

状況を把握しておりませんでしたけども、実際問題、ここ自体でやるということ自体であれば、また後ほど、どういう形でできるかわかりませんが、検討がしますけども、どちらにしてもこの生涯学習センターがそういうために調理場をつくったという、名目上にもありますので、そういう名目で生涯学習センターを使っていただければ大変ありがたいなと思ってございます。

斎賀委員長

ほかありませんか。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、保健グループ執務場所移動に伴う保健センター等施設の管理体制については、この程度にして閉じたいと思います。

ここで休憩をとり、お昼からは1時30分から始めたいと思いますので、よろしくお願いします。

(12時22分 休 憩)

(13時28分 開 議)

それではご着席ください。

休憩を解いて会議を再開したいと思います。

第8回のまちづくり常任委員会調査事項3番目、建設管理課所管、建設管理課所管事業における補正概要の説明についてであります。説明を求めたいと思います。

島田建設管理課長

それでは、建設管理課所管事業における補正概要説明について、2つの事業についてご説明いたします。

まず1点目の問寒別除雪センター整備事業について、別紙資料1によりご説明させていただきます。

本事業につきましては、今年7月29日開催の第6回まちづくり常任委員会において、実施設計業務の設計変更による委託料の増額及び工期の延長並びに建築工事につきましても、高力ボルトの納期が遅れることなどから、今年は基礎工事までとし、令和2年に施行完了とする2ヵ年計画での事業とさせていただきことをご説明させていただきました。

この度、実施設計業務受託者より、工期前でございますが建築概要並びに事業費について示されましたので、ご説明させていただきます。

まず、建築に係る概要でございますが、建築面積は142.79平米、延べ床面積は139.91平米で、構造は鉄骨造平屋建てで、現除雪センターの南側に建設するものであります。

車庫に収納する車両につきましては、除雪ドーザ1台、ロータリー除雪車1台の計2台となっております。

次に、委託料並びに事業費についてですが、2ページ目をお開きください。

委託料につきましては、先ほど申し上げた設計変更により、実施設計業務費を68万1千円増額し、工事請負費につきましては、前回の常任委員会でお配りした資料で4千万円と記載しておりましたが、この時点の金額は、実施設計業務受託者が直近で行った鉄骨造、車庫本体の設計金額を1平方メートルで割り返した単価をもちい計算した金額であり、外構や電

気設備の設計金額を入れていなかったことから、1,599万円増額の5,599万円となりました。

なお、本事業につきましては、2ヵ年で施工計画としていることから、今年度については、委託料を含めた杭工事までの事業費として、2,103万9千円。来年度においては、完成までの委託料、工事費として4,085万9千円の事業費となります。

次に、2点目の除雪車運転管理システム導入業務について、資料2によりご説明させていただきます。

本システムについては、従前より手作業で行っておりました除雪業務に関する日報、月報等の集計作業などを、スマートフォンを用いてGPSにより、各除雪車両の位置情報を把握しながら精製し、自動で集計するものであります。

また、GPSにより、各除雪車両の位置がリアルタイムで把握できることから、パソコン画面から各車両の動きを把握できるとともに、適切な運行指示を出すことができるものであります。

除雪委託業務期間は、毎日、日報などが提出されるほか、除雪作業に対する苦情対応や、スクールバスの運行可否の調整における早朝対応など、担当職員の業務量が通常よりも多くなることから、本システムを導入することにより、事務処理の効率化が図られるものであります。

本システムの導入費用は306万2千円となっており、委託料として予算計上する予定であります。

ご説明させていただきました2事業につきましては、9月定例会において補正予算として上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、建設管理課所管事業における補正概要説明について、ご説明させていただきました。
斎賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの補正概要説明について、質問、意見のある方は、挙手をして指名を受けてから発言してください。

高橋委員

建設のほうなんですけど、これは単年度単年度に契約っていうか、発注するんですか。それとも、2年合わせて契約をするのか。

それと、除雪の管理システムの導入なんですけど、これで要するに、役場側の書類の整理と業者側、受けた側の書類なんかの作成っていうか、そういうものってどのぐらい軽減されるのかちょっと聞きたいんですけど。

若杉土木係長

除雪システムのほうなんですけども、従来、業者さんのほうから、巡回日報だとか、除雪日報だとか、全てエクセルによる手作業で全部入力してて、それを台数は9台ぐらいあるんですけども、幌延地区に関してはですね。それを全部手入力で作成して提出してもらうっていう作業でずっとやってきました。

このシステムを導入することによって、その作業がゼロではないんですけども、基本的にはデータを全て一括、機械のほうで全部登録っていうか、その入力作業に関しては、例えば燃料どのぐらい入れたとか、そういったもので、時間の管理については、スマートフォン

で稼働するときにスタート、帰ってきたときにストップっていう、そういった作業で、特に今まで作ってた帳票っていうのは、直接の作業はないんですよ。もう自動的に機械のほうで、何時から何時でどれだけ走った。なので、この時間を集計したものは、あとはプリントアウトするようなイメージですかね。単純に、今まで全部入力してたものがなくなって、全ての入力作業が軽減できるというのはあります。

島田建設管理課長

先ほどご質問のありました契約方法ですけれども、2ヵ年でそれぞれ契約するのではなくて、一括契約というふうに考えてまして、継続費の設定ということになります。

斎賀委員長

はい、ほかに委員ありませんか。

無量谷委員

除雪運行管理なんですけど、これは単独で除雪車が走る場合はGPS等についてればいいんですけど、排雪等の用車とかそういう部分については、これどういう対応になってくのかその辺、お聞きしたいと思います。

若杉土木係長

排雪に関しては、全てダンプを供与してやるということになりますので、メインは通常の除雪作業ということで考えてまして、排雪につきましては契約単価が立米単価で契約しますので、そちらについては、そうすると各スマートフォンの台数がかなり増えてしまうというところがあってですね。除雪のほうをちょっとメインで考えてます。

その立米数につきましては、通常今まで言ってるタコメーターをちょっと利用さしてもらって時間と、最終的にはボリュームなので、その集計を今のシステムに取り込めるような形で、最終的な精算ができるような形にしたいなっていうふうには考えております。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ちょっと1点いいですか、私のほうから。

これ、除雪運行管理システム導入業務なんですけども、年間維持費がいったいどれぐらいかかっていくのかお伺いしたいと思います。

先ほどの説明の中で、スマホを大体9台ぐらいという話があったんですけども、これ9台だとずっと年間予約しないといけないとか、冬だけ使えるようにするのか、それとも1年通して使えるように契約してやっていくのかどうかを伺いたいのが2点目です。

3点目に、町内に電波の届かないところもあると思うんですけども、そういうところも全部調査した上でどこ走っても、除雪車が走っても、全部対応できるというふうに確認した上での導入になるんですか。

島田建設管理課長

まず1点目の1年目、2年目以降の維持管理ということだと思うんですけど、よろしいですか。

今ですね、各社、何社かから見積もりをとってまして、大体、2年目以降で概算ですけれども、220万程度の維持費がかかるということになってます。

今、各社いろいろと、例えばソフトバンクですとか、いろいろあると思うんですけども、電波が通じないところについては、スマートフォンのほうにこの除雪管理システムのアプリを入れます。それで稼働させるんですけども、そのアプリの中で、通信機でデータを送れない箇所については、そのアプリの中で、データが蓄積されていくそうです。通信できるところに行くとその溜めてたデータを通信して、サーバーのほうにいて、サーバーのほうで集計されるということです。

契約期間なんですけども、これはあくまでも除雪管理システムという名目でシステムの構築を考えてますけれども、夏維持でも利用しようというふうに考えてまして、12ヵ月使うような形で考えてます。

斎賀委員長

そしたら、最初に今年は306万かって、それから年間毎年220万かっていくんだよということでしょうか。

(島田建設管理課長「はい」)

西澤委員

夏はどのような利用を考えてるのでしょうか。

若杉土木係長

夏維持なんですけども、4月1日に道路維持業務というのを契約してます。11月末まで契約してまして、パトロールだとか、草刈り作業、後は砂利道の路面整正だとか、そういったものも全て時間で管理してます。同じように設定してですね、そちらのほうもこのシステムを利用した形で対応したいなというふうに考えてます。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

では、以上をもちまして、建設管理課所管、建設管理課所管事業における補正概要の説明について閉じたいと思います。あと、よろしくお願いします。

(13時43分 休憩)

(14時27分 開議)

それではご着席ください。

第8回のまちづくり常任委員会でもう1件調査事項がありましたので、追加事項として、担当課より説明をいただきたいと思います。

藤田企画政策課長

それでは、幌延町定住促進持家住宅建設等奨励条例に係る補助金の支給誤りについて、ご説明いたします。

お手元の資料をご覧ください。

平成28年4月1日から開始された幌延町定住促進持家住宅建設等奨励事業ですが、この度、開始当初から間違った運用をしていたことが発覚いたしましたので、その概要についてご説明させていただきます。

まずは、当該事業の概要についてご説明いたします。

本事業は、幌延町の住民基本台帳登録されている方、又は、幌延町に移住しようとする方が、持ち家を新築、住宅の増築、改築、修繕、機能向上を目的とした改修工事、設備工事、中古住宅を売買等により取得した場合などの費用について、かかった費用の100分の20

を助成しようとする事業で、補助金の限度額は、住宅の新築で、その建築が町内の事業者によるものであれば300万円、町外の事業者であれば、町内事業者の8割に当たる240万円です。

また、改修工事に係る補助金は、町内事業者によるものであれば150万円、町外事業者によるものであれば120万円。中古住宅を取得する場合の限度額は100万円となっております。

このたびの補助金の支給誤りは、改修事業に適用される補助金限度額と中古住宅の取得に適用される限度額を逆に適用してしまったものであります。

具体的に申し上げますと、町内の事業者による改修工事の場合は、本来なら補助金の限度額150万円を適用しなければならないところ、中古住宅取得の限度額100万円を適用してしまいました。これにより、補助金が限度額までいっているケースだと、50万円の支給不足が生じます。一方、中古住宅を取得した方の補助金ですが、限度額までいっているケースだと50万円の超過交付となってしまいます。

この度の誤った補助金ですが、事業開始当初の平成28年度から8件の実例がありました。補助金の支給不足が、7件で239万3千円、過払いが1件で20万円であります。

この度の補助金の誤った支給額により、ご迷惑をおかけしましたご家庭には、問題発覚後、直ちに事情説明とお詫びに伺い、支給額が不足していた7件については、8月23日に全て追加支給をいたしました。

また、過払いのあったご家庭へも事情をご説明し、ご理解をいただくように、問題解決に向けての話し合いを進めているところでございます。

以上、幌延町定住促進持家住宅建設等奨励事業に係る補助金の支給誤りについての説明といたします。

斎賀委員長

ありがとうございました。

これはどうして問題が起きたということがわかったんですか。

藤田企画政策課長

今年度の支給決定をするにあたり、私、日頃から、こういう事業を決裁する時には、補助要綱等をしっかりつけて決裁回しなさいというようなことを指摘してるんですけども、その指摘の中で、担当者が再確認をしたところ、限度額を間違ってることを見つけたと。今年度の支給の交付決定の際にですね。それで、今までどうだったのっていう話を調べたところ、全部間違ってたというようなことです。

間違った原因っていうのが、補助金を算定するのに、エクセルシートを使って、計算式を使ったものを使って、そこに数字を入れると自動的に補助金が算出されるっていうようなシートをつくってたんですけども、そこで、そもそもの限度額を記入した欄があるんですけど、その限度額がこのような間違った限度額を置いておいたために、全て計算が間違ってしまったというようなことが原因でございます。

斎賀委員長

はい、わかりました。

委員の皆さんから、意見、質問等受けたいと思います。

指名を受けてからマイクのスイッチを入れて発言してください。

吉原委員

施工業者のことで伺いたいんだけど、例えば町内業者であれば、補助金も余計出しますよ。町外の人だったら、補助金は少なくなりますよという規定がありますけども、今現在、町内で本当に住宅を建てる業者が実際にいるというふうに踏んでるんですか。その辺はどうですか。

藤田企画政策課長

実際に町内で、地元の事業者を使って、住宅建設されてるかたはいらっしゃいます。

吉原委員

一遍に家が建つわけでないから、それはいいんですけども、もし立て込んでくるとね、一件の業者では、あるいは二件の業者では間に合わなくなるんでないかと。今までは結構どの業者でも、今住宅を建ててる人いましたけど、今少なくなってきましたから、その辺は今後このような事業をするとすれば、だんだん町内業者がいなくなってしまうと。そんな時にはどうするのかなという疑問がちょっとわいてくるものですから、ちょっとお聞きます。

藤田企画政策課長

やはり本町の税金を使った支援事業ですから、やはりそこはもう地元の業者を優先すべきと考えます。したがって、地元の業者さんと町外の業者さんで差をつけることによって、地元の業者さんに仕事が行くってというのは、町が決める補助金としては当たり前のことではないかなと。

ただ、業者さんが少なくなったっていうのは事実でございますけれども、そこは順番とか、いろいろ工期とかあるんでしょうけれども、町民の方にはご理解いただいているものというふうに思っております。

吉原委員

もし、例えばですね、幌延の業者が受け取って、ほかの業者にやらすことは、これはどういうことになるんですか。

例えば、2軒固まってしまったと。1軒はできるけど1軒はできないと。けども、これは俺が取って、こちらのつながってる業者にやらせるんだっていう話になったときにはどうするの。

藤田企画政策課長

私どもの補助金の交付決定をするのに当たって、業者さんとの契約ですとか、見積もりですとかを取りますから、そこが地元の業者から出てきたもの、完了についてもちゃんと地元の業者がちゃんとした管理をしたものについては、そういう地元の取り扱いとしてます。

ここで地元の業者さんが受けて、単に発注とかっていうことになると、当然そういうこともあるかもしれないですけども、表面的には、うちはその契約によって判断するというところでございます。

斎賀委員長

ほかに。

植村委員

今、8件ですか、これ、28年度から31年度分までこの補助事業で関わった建設はこの8件だけなんですか。全部じゃなくて、まだあるけど、ほかは間違ってたかったということなのか。

藤田企画政策課長

おっしゃるとおり、ここは間違っただけと。要は、限度額が間違っている、例えば、事業費が少なかったりすると、限度額内におさまったりするケースもございますので、実際にはもっともっと、申請件数としてはこの8件だけではないということでございます。

富樫委員

8件中7件は追加支給だから良いんですけども、これ1件返納。これはどのような話し合いがなされているのか。それとも返納される見込みが現在立っているのかどうか。

藤田企画政策課長

たまたまなんですけれども、1件だけ過払いが生じている状態というようなことで、私も何回か足を運んでるんですけども、やはりそんなことを言われても、急に返せませんよねというような話ですとか、かなりお叱りも受けているのが事実ですけども。何回か足を運んでるうちに、かなり理解もしてもらえよう状態になっておりまして、まだいついつまでに払ってくれるだとか、そういう約束までには至ってはいないんですけども、だいぶ軟化してきたといいますか、本当に間違っただけなんですけれども、本当に僕がそれを戻さなきゃなんない法的な根拠があるんでしょうかというようなところまで言うておりますので、その公的な根拠を私どもでしっかりと調べて、今お示しに行こうかなというようなところで、そこを理解していただければ、今後の相談をしていただけるものというふうに確信しております。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

西澤委員

これは9月の補正予算のところに載ってくるのでしょうか。金額を含め。

藤田企画政策課長

今の現行予算で、現年分の補助金の部分の予算を持っておりますので、そのやりくりで今のところ何とかするというようなことで、そこが例えば今後、まだ申請ある段階では、現行予算で間に合うという予定でおりますけれども、今年度、どんどんどんどん着工が進んで補助金が足りなくなることがあれば、ちょっと補正するような事もあるかなと思いますけれども、現状においては、現行予算内の振替、予算の流用で何とかするというようなことでございます。

西澤委員

その1件過払いがあって、返納求めている1件のこの20万円が順調にいなかった場合、どういうふうに書類上残っていくのかっていうのが1点と、今言ったように、今年度分でやりくりできるという話だったんですけども、この239万3千円が足かせになって、事業申請が来て、この分があるのでそれを受け付けられませんよっていうような、予算オーバーしてしまいますというようなことがないように求めたいと思います。

藤田企画政策課長

今の感覚でいくとそんなことはないんじゃないかなと思ってんですけども、仮にご理解いただけなかった場合、仮の話ですけども、いろいろ調べますと、法的な措置を取らざるを得ないということにはなろうかなと思いますけれども、できなかったらですね。

私どもとしては、真摯にご説明申し上げて、何とかそういうふうにならないように、理解していただくというふうに考えております。

そして、予算の関係ですけれども、現状、もう9月済んでますけれども、これから例えば新規に新しく建つとかってというのは、時期的に考えてもなかなか難しいのかなと考えておりまして、現行予算の範囲で何とかおさまるというような感じで、担当課としては考えております。

斎賀委員長

ほかに委員、発言ありませんか。

高橋委員

これ担当してる人って、1人で担当してたの。

藤田企画政策課長

担当者は1人というようなことでございます。

高橋委員

これ担当者からね、支払いとかなんかの書類上がってきて、上の人が判子を押して回して行って、会計まで行って払うんだと思うんですけど、その時で誤りってというのは、今まで、出てきたからそうだと思うんですけど、誤りって気づかなかったってこと。

藤田企画政策課長

ご指摘のとおりで、担当者が1人で決定するわけではございませんので、補助事業の場合は、理事者までずっと下から決裁が上がっていくというようなことでございますけれども、なかなか文章の細かい計算式まで、上のほうまで細かいところをチェックしてるかということ、本来はしなきゃならないということなんでしょうけれども、決裁の件数がかなり多いというようなことで、1件1件細かく上司がチェックしながらっていうのはなかなか難しいのかなあと。

今は、細かいところはなるべく係長、主幹含めて、細かくチェックするというようなことを心がけてはおりますし、過去もそういうことは心がけてはいたと思うんですけど、たまたま見つけることができなかったというようなことだと考えております。

斎賀委員長

他に委員、発言ありませんか。

それではないようですので、以上をもちまして幌延町定住促進持家住宅建設等奨励事業にかかる補助金支給誤りについては、これで閉じたいと思いますので、以後また、気をつけて精査してください。お願いします。

3、その他何かありますか。

(「ありません」の声あり)

以上もちまして、まちづくり常任委員会を閉じたいと思います。

ご苦勞様でした。

(14時43分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委 員 長 齋 賀 弘 孝

以上、記録する。

主 事 満 保 希 来